地域振興・地域貢献に関する包括協定

株式会社ローソン(以下「甲」という。)と千葉県(以下「乙」という。)は、 千葉県内の地域の活性化に資するため、地域振興・地域貢献に関し次のとおり 協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、「千葉県中小企業の振興に関する条例」第7条の規定及び 乙が策定した「商業者の地域貢献に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を踏まえ、甲乙相互の緊密な連携と協力により、地域振興・地 域貢献に取り組むための基本的な事項を定める。

(甲の役割)

第2条 甲の地域振興・地域貢献に関する基本的な方針は、以下に掲げるとおりであり、甲はこの方針の下に、ガイドラインを尊重して千葉県内のローソン全店で積極的な地域貢献に努める。尚、具体的実施事項は、甲のフランチャイズ加盟者、店舗賃貸人、取引先その他の利害関係人の同意を得られることを条件に決定する。

地域との連携促進、各種事業への協力・参加に関すること。

県産品の販売促進に関すること。

健康増進・食育に関すること。

高齢者・障がい者支援に関すること。

子ども・青少年育成に関すること。

子育て支援に関すること。

環境保全に関すること。

地域・暮らしの安全・安心に関すること。

災害対策に関すること。

観光情報・振興に関すること。

NPO・ボランティア活動の支援に関すること。

「ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会」に関すること。

その他、地域社会の活性化・住民サービスの向上に関すること。

(乙の役割)

第3条 乙は、甲の前条の取組について、積極的な情報発信、関係機関との調整 等を通じ、甲の円滑な地域貢献活動に資するよう努める。

(意見交換)

第4条 前二条の取組を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に意見交換を 行う。

(総合窓口)

第5条 この協定に関する総合窓口は、以下のとおりとする。

甲:関東ローソン支社 関東FCサポート 総務

乙: 商工労働部経営支援課商業・大型店室

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その 都度協議する。

(期間)

第7条 この協定の有効期間は締結日より1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲もしくは乙により書面による特段の申出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

甲又は乙がこの協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに 書面により相手方に通知することにより、この協定の解約ができるものと する。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義 等が生じた場合は、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の 上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成22年5月12日

甲 東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号 株式会社 ローソン 代表取締役社長 C E O 新 浪 剛 史

乙 千葉県千葉市中央区市場町1番1号 千 葉 県 千葉県知事 森 田 健 作